

○中濃消防組合火災予防条例新旧対照表

下線部分改正案

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第5章の2 略</p> <p>第6章 雑則（第43条—<u>第49条</u>）</p> <p>第7章 罰則（<u>第50条・第51条</u>）</p> <p>（タンクの水張検査等）</p> <p>第47条 略</p> <p><u>（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）</u></p> <p><u>第48条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令又はこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。</u></p> <p><u>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。</u></p> <p>（委任）</p> <p><u>第49条</u> この条例の実施のための<u>手続</u>その他その施行について必要な事項は、組合管理者が定める。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章の2 略</p> <p>第6章 雑則（第43条—<u>第48条</u>）</p> <p>第7章 罰則（<u>第49条・第50条</u>）</p> <p>（タンクの水張検査等）</p> <p>第47条 略</p> <p>（委任）</p> <p><u>第48条</u> この条例の実施のための<u>手続</u>きその他その施行について必要な事項は、組合管理者が定める。</p>

第7章 罰則

(罰則)

第50条 略

第51条 略

第7章 罰則

(罰則)

第49条 略

第50条 略